

大阪府内 定期報告対象建築物と報告時期

■ 避難階※にのみ対象用途がある場合は定期報告対象外（ただし下記④及び個室ビデオ店等の用途をのぞく）

※平成29年度・・・平成29年4月1日～平成30年3月31日

各用途について①～④いずれかに該当するもの。防火設備の検査については④に該当するものも含む。					
用途記号	報告対象の用途	規模 ※1 (その用途に供する床面積の合計)	特定建築物 の調査	建築設備の 検査 ※2	防火設備の 検査
学	学校・学校施設の体育館	①3階以上に対象用途があるもの ②2,000㎡以上のもの	平成 31年 34年 37年 (以降 3年ごとに 1回)	対象外	平成29年 度より 毎年1回 対象規模は 左記に同じ
館	ボーリング場・スケート場・水泳場	①3階以上に対象用途があるもの ②2,000㎡以上のもの			
博	博物館・美術館・図書館	①5階以上に対象用途があり、3,000㎡以上のもの			
事	事務所 その他これに類するもの	①3階以上に対象用途があるもの			
集	公会堂・集会場	②客席部分の床面積が200㎡以上のもの ③地階に対象用途があるもの			
映	劇場・映画館・演芸場 観覧場（屋外観覧場は除く）	④劇場・映画館・演芸場で主階が1階にないもの			
旅	ホテル・旅館	②2階部分の対象用途に供する床面積が300㎡以上のもの (②は病院、診療所にあつては2階部分に患者の収容施設がある場合に限る)			
病	病院	③地階に対象用途があるもの			
診	診療所 (患者の収容施設があるもの)	④A 200㎡以上のもの (Aは防火設備の定期報告に限る。避難階にのみ用途がある場合も含む。)			
児	児童福祉施設等(※3) (要援護者の入所施設があるもの)	①200㎡を超えるもの(避難階にのみ用途がある場合も含む。)			
百	百貨店・マーケット 展示場・物販店舗	①3階以上に対象用途があるもの			
飲	飲食店	②2階部分の対象用途に供する床面積が500㎡以上のもの ③地階に対象用途があるもの			
遊	キャバレー・カフェ・バー ナイトクラブ・ダンスホール 遊技場(個室ビデオ店等を除く) 待合・料理店	④3,000㎡以上のもの			
浴	公衆浴場				
遊個	遊技場(※4個室ビデオ店に限る)				
寄	寄宿舎	①3階以上に対象用途があり、1,000㎡以上のもの ②5階以上に対象用途があり、500㎡以上のもの			
寄特	寄宿舎 (※5に該当するものに限る)	③地階に対象用途があるもの			
共特	共同住宅 (※5に該当するものに限る)	④A 200㎡以上のもの (Aは防火設備の定期報告に限る。避難階にのみ用途がある場合も含む。)			
共	共同住宅	①3階以上に対象用途があり、1,000㎡以上のもの ②5階以上に対象用途があり、500㎡以上のもの	平成 30年 33年 36年 (以降 3年ごとに 1回)	非常用エレベーターの設置されているもの ※6	非常用エレベーターの設置されているもの※7

※ 避難階とは、直接地上へ通じる出入口のある階をいう。

※1 報告対象規模（面積・階数の判断）については、2棟以上ある場合は、各々の棟単位で適用。（各棟の面積を合計するのではない。）
表中①・③において、対象部分の床面積の合計が100㎡以下のものは階数にかかわらず定期報告対象外。（ただし「学」・「寄」・「共」を除く）

※2 大阪府内の建築設備検査報告対象は、機械換気設備・機械排煙設備・非常用の照明装置。給排水設備は対象外。

※3 助産施設、乳児院及び障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設及び更生施設、老人短期入所施設等、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設及び福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業）施設に限る。

※4 特定行政庁が条例で定める「個室ビデオ店」「カラオケボックス」「インターネットカフェ・漫画喫茶」「テレフォンクラブ」。

※5 サービス付高齢者向け住宅、認知症対応型グループホーム、障害者支援グループホームに限る。

※6 堺市と池田市は非常用エレベーターの設置の有無に係わらず建築設備の検査については報告対象外。

※7 共同住宅の建築設備検査は、住戸以外の共用部分（ホール・廊下・階段・集会室・管理人室等）に設置されている建築設備が報告対象。

※8 防火設備の検査については堺市・池田市も非常用エレベーターが設置されていれば対象。